議第7号議案

新座市議会委員会条例の一部を改正する条例

上記議案を別紙のとおり提出いたします。

平成31年3月18日提出

提出者	新座市議会議員	鈴木	秀一
賛成者	JJ	森田	輝雄
	IJ	池田	貞雄
	II.	木村	俊彦
	II.	小野	大輔
	II.	亀田	博子
	IJ	鈴木	明子
	<i>)</i>	中村	和平

提案理由

新座市部設置条例の一部改正に伴い、常任委員会の所管事項を改めるため、この案を提出するものである。

新座市議会委員会条例の一部を改正する条例

新座市議会委員会条例(昭和52年新座市条例第27号)の一部を次のように 改正する。

次の表中下線の表示部分については、当該表示部分を削る。

改 正 後	改 正 前		
(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員	(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員		
定数及びその所管)	定数及びその所管)		
第2条 [略]	第 2 条 [略]		
2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、	2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、		
次のとおりとする。	次のとおりとする。		
(1) 総務常任委員会 6人	(1) 総務常任委員会 6人		
所管事項 一般会計のうち歳入に関する	所管事項 一般会計のうち歳入に関する		
事項	事項		
総合政策部所管に関する事項	総合政策部所管に関する事項		
総務部所管に関する事項	総務部所管に関する事項		
財政部所管に関する事項	財政部所管に関する事項		
出納室所管に関する事項	出納室所管に関する事項		
オンブズマン室に関する事項	オンブズマン室に関する事項		
	<u>検査室に関する事項</u>		
選挙管理委員会に関する事項	選挙管理委員会に関する事項		
公平委員会に関する事項	公平委員会に関する事項		
監査委員に関する事項	監査委員に関する事項		
固定資産評価審査委員会に関	固定資産評価審査委員会に関		
する事項	する事項		
他の常任委員会の所管に属さ	他の常任委員会の所管に属さ		
ない事項	ない事項		
(2)~(4) [略]	(2)~(4) [略]		

附則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。